

平成 30 年度 第 25 回 山梨県女子サッカーリーグ 大会要項

- 1 目的 山梨県女子サッカーリーグのさらなる発展と交流を促進し、女子サッカーの技術の向上と普及・育成を図ることを目的とする。
- 2 名称 第 25 回 山梨県女子サッカーリーグ
- 3 主催 (一社) 山梨県サッカー協会
- 4 主管 (一社) 山梨県サッカー協会女子委員会
- 5 期間 **前期**：2018年 4月～7月31日、**後期**：8月15日～12月第1週
登録ウィンドー：8月1日～8月14日
- 6 会場 山梨学院大学 G 他
- 7 参加資格 (1) チーム (公財) 日本サッカー協会に女子登録した加盟チームであること。
(2) 選手 ① 試合前日までに登録された 2005 年 (平成 17 年) 4 月 1 日以前に生まれた選手であること。12 歳以上の登録選手とする。小学生は出場できない。
② (公財) 日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチーム間であれば移籍手続きを行うことなく本リーグに参加させることができる。この場合、同一「クラブ」内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。
③ 外国籍選手は 5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
④ 原則として試合会場に登録選手証 (写真付) を持参しない選手は試合に出場できない。ただし、電子登録証 (写真が登録されたもの) が確認できる場合は出場を認めるものとする。
- 8 競技方法 (1) 1 部リーグ、2 部リーグともに 2 回戦総当たりのリーグ戦とし、ホームアンドアウェイ方式による。
(2) 1 部リーグの試合時間は 90 分とし、ハーフタイムのインターバルは 15 分とする。
(3) 2 部リーグの試合時間は 70 分とし、ハーフタイムのインターバルは 10 分とする。
- 9 競技規則 (1) 当該年度(公財)日本サッカー協会制定のサッカー競技規則による。
(2) 各試合開始時間の 30 分前にマッチコーディネーションミーティングを実施し、両チームのユニフォームの決定、諸注意事項の確認等を行う。
(3) メンバー用紙 4 部は選手証(又は電子登録証)と共に 30 分前に本部席に提出すること。
(4) メンバー用紙提出後に先発メンバーが出場不可能となった場合は、主審の許可を得て、交代要員の中から補充することができる。この場合、交代要員の補充または変更を行うことはできない。
(5) 選手交代は各試合開始前に登録された最大限 9 名までの選手を主審に通告しておき、そのうち 5 名まで主審の許可を得て交代することができる。そのさい、交代用紙は使用しない。また、再交代制度は適用しない。
(6) ベンチに入ることの出来る人数は 15 名以内とする。(交代要員 9 名、役員 6 名)
(7) 本リーグ期間中、警告を 3 回 与えられた選手は次の 1 試合に出場できない。また退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場することができない。それ以降の処置については、

大会の規律委員会で決定する。ただし、シーズンごとの裁定とし、次期シーズンに持ち越さない。

(8) 雷等の悪天候、及び、雨天時使用不可のグラウンドの場合、当番チームは試合の有無を第1試合開始時間の3時間前までに各チームに連絡すること。

(9) 大会試合球は5号検定球とする。(各チーム1個用意する。)

10 選手の移籍 チーム間の選手の移籍に関しては「山梨県女子サッカーリーグ規約」に従う。

11 ユニフォーム

(1) ユニフォームは、正のほかに異なる色の副のユニフォームを用意すること。

(2) ユニフォーム広告を認める。ただし、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定を順守し、承認を得たものに限る。

(3) 背番号は試合の都度登録された選手固有の番号をつけること。ユニフォームの前面とパンツにも背番号と同じ番号を付けることが望ましい。

12 順位決定 順位の決定は勝ち点で行う。勝ち点と同じ場合は、得失点差、総得点、当該チーム同士の勝敗、抽選順により行う(勝ち点は、勝ち3点、引き分け1点、負け0点)。不戦勝の場合は5-0とする。

13 入替方式 (1) 1部リーグ優勝チームは翌年度の関東女子サッカーリーグ入替トーナメント大会への出場権を得るものとする。

(2) 1部・2部の入替については「山梨県女子サッカーリーグ規約」に従う。

14 その他 (1) 傷害保険は参加チームの責任において加入し、事故やケガに備えること。

(2) 会場準備は当番チームが行い、後片付けは各チーム責任を持って行うこと。試合会場すべてを敷地内全面禁煙とする。

(3) 主審とA1については、審判資格保有者とする。ただし、A2については審判資格保有者が望ましいがやむを得ない場合は女子委員長又は審判委員長に確認し行う。審判着を着用する。

(4) 各会場責任者は公式記録を記入の上、翌日中にリーグ運営委員が確認出来るようにする。全ての原紙は保管の上、次回または年度末の女子委員会にて提出する。

<FAX> 試合結果表 女子委員長 白井 055-226-4420 (県立中央高校)

15 参加料 1チーム〇〇〇〇円を4月〇日(月)女子委員会総会にて、会計清水までお支払い下さい。

16 備考 ○自チームの都合による棄権(記録上は0-5)をしたチームは、年間順位を最下位とする。そのさい、すべての勝ち点を剥奪する。(マネージャーズミーティングの欠席も同様とする)ただし、試合開催の2週間前までに、対戦相手チーム・審判・女子委員長等の関係者に連絡した場合、リーグ結果に影響しない不戦敗(0-5)とする。

○大会運営を放棄したチームは年間順位を最下位とする。そのさい、すべての勝ち点を剥奪する。